

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その4)

令和6年(2024年)

目 次

議案第 124 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について…	5
議案第 125 号	鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	10

議案第 124 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職被保険者に係る規定を削除するとともに、文言を整備するものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

第10条の3第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第11条を次のように改める。

（基礎賦課額）

第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、同項第1号及び第2号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の2から第14条の4の2までを次のように改める。

第14条の2から第14条の4の2まで 削除

第14条の5を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第14条の5 第11条の基礎賦課額は、令第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

第14条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の5の3を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第14条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の5の6から第14条の5の9までを次のように改める。

第14条の5の6から第14条の5の9まで 削除

第14条の5の10を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

第14条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条第1項中「若しくは第14条の2」及び「若しくは第14条の5の6」を削り、「次条第1項各号」を「次条第1項」に改め、「含む。）」の次に「、第18条の3第1項の規定により第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額（第18条の3第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、第18条の3第4項第1号に定める額（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、第18条の4第1項各号に定める額（同条第3項又

は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)若しくは同条第5項各号に定める額(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。))を加え、同条第2項中「若しくは第14条の2」及び「若しくは第14条の5の6」を削り、「次条第1項各号」を「次条第1項」に改め、「含む。))」の次に「、第18条の3第1項の規定により第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額(第18条の3第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)、第18条の3第4項第1号に定める額(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)、第18条の4第1項各号に定める額(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。))若しくは同条第5項各号に定める額(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。))」を加える。

第18条第1項中「又は第14条の2」を削り、「附則第13条」を「附則第5条」に改め、「それぞれ」及び「又は令附則第4条第2項第6号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改め、同条第4項中「又は第14条の2」、「又は第14条の5の6」及び「又は令附則第4条第2項第6号」を削り、「令第29条の7第3項第9号又は令附則第4条第3項第6号」を「令第29条の7第3項第8号」に改め、同条第5項中「又は第14条の2」、「それぞれ」及び「又は令附則第4条第2項第6号」を削り、「令第29条の7第4項第9号」を「令第29条の7第4項第8号」に改める。

第18条の3第1項中「又は第14条の4」及び「それぞれ」を削り、同条第3項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の5の8」を削り、同条第4項第1号中「又は第14条の4」を削り、同条第6項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の5の8」を削る。

第18条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第14条の2」を削り、「令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号」を「令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、同号に規定する額」に改め、同条第3項中「又は第14条の2」、「又は第14条の5の6」、「又は令附則第4条第2項第6号」及び「又は令附則第4条第3項第6号」を削り、同条第4項中「又は第14条の2」及び「又は令附則第4条第2項第6号」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「又は第14条の2」を削り、「令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号」を「令第29条の7第2項第9号に規定する額を超える場合には、同号」に改め、同条第7項中「又は第

14条の2」、「又は第14条の5の6」、「又は令附則第4条第2項第6号」及び「又は令附則第4条第3項第6号」を削り、同条第8項中「又は第14条の2」及び「又は令附則第4条第2項第6号」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鎌倉市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 125 号

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 8 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条中「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

第25条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年3月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者

である指定介護予防支援事業者」に、「当たる」を「当たり」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たり必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第2項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 利用者の身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに当該行為を行う緊急やむを得ない理由の記録

第34条中「前条」とあるのは「第34条において準用する前条」を「前条第1項」とあるのは「第34条において準用する前条第1項」に、「第31条第2項第2号」を「第31条第2項」に改め、「次項」とあるのは「次条において準用する次項」とを削る。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「が35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第32条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 利用者の身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに当該行為を行う緊急やむを得ない理由の記録

第33条中「第32条第2項第3号」を「第32条第2項」に改め、「同項第4号中」、「同項第5号中」及び「、「次項」とあるのは「次条において準用する次項」と」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(重要事項の揭示に係る経過措置)
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第24条第3項及び第4条の規定による改正後の鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第25条第3項の規定の適用については、これらの規定中「供しなければ」とあるのは、「供するよう努めなければ」とする。